

令和4年度岩手県食品衛生監視指導計画（案）のパブリック・コメントを実施します
県が行う食品衛生に関する監視指導の実施に関する計画については、食品衛生法第24条第1項の規定により、毎年度、策定することになっています。

このたび、「令和4年度岩手県食品衛生監視指導計画(案)」を取りまとめ、広く県民の皆様からの御意見を募集するため、下記のとおりパブリック・コメントを実施します。

1 募集期間

令和4年2月4日（金）から令和4年3月3日（木）まで

2 資料の閲覧方法

県庁行政情報センター、各地区の県合同庁舎の行政情報サブセンター等で御覧いただけるほか、県のホームページでも閲覧することができます。

3 御意見の提出方法

郵送の場合 〒020-8570 岩手県環境生活部県民くらしの安全課

ファクシミリの場合 019-629-5279

電子メールの場合 E-mail アドレス：AC0009@pref.iwate.jp

※電話による御意見の受付は対応しかねますので、御了承願います。

◇お問合せ先 岩手県県民くらしの安全課食の安全安心担当 （電話：019-629-5323）

【「新型コロナウイルス 支援ポータルサイト」について】

(公財) 全国生活衛生営業指導センターでは、生衛業者が活用することができる新型コロナウイルス感染症に係る支援施策に関する情報発信のためのポータルサイトを開設しております。

サイトでは、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の基本」(パンフレット)、業種別の「感染予防対策のガイドラインとチェックシート」や店内で利用できる「感染拡大防止POP画像」がダウンロードできます。

感染予防ため御活用頂きますようお願いいたします。

(参考)「感染予防対策のガイドラインと
チェックシート」掲載業種

- ・ 理容業
- ・ 美容業
- ・ 映画館
- ・ 劇場・音楽堂等
- ・ 演芸場
- ・ クリーニング
- ・ 浴場業
- ・ 宿泊施設
- ・ 氷雪販売業
- ・ 食肉販売業
- ・ 食鳥肉販売業
- ・ 外食業
- ・ 社交飲食業
- ・ 日本料理業

POP 画像例



◇お問い合わせ先◇

公益財団法人岩手県生活衛生営業指導センター

Tel : 019-624-6642

※ 詳しくはこちら (<https://www.seiei-shien.jp/taisaku.html>) を御覧ください。

岩手県性犯罪・性暴力被害者支援

はまなすサポート

突然の性犯罪・性暴力被害にあってしまったら、できるだけ早い時期に産婦人科医などで診察を受けることが大切です。

そのようなときは、まず電話して受診することで、性感染症や望まない妊娠からあなたを守ることができます。

どうしたらいいのかわからない、つらくて助けてほしいとき、相談専用電話「はまなすサポートライン」にお電話をください。

支援員がお話をうかがいます。

あなたの大切な心とからだ、そして未来のために、あなたと一緒に考えていきます。

誰にも相談できず悩んでいませんか？
ひとりで抱え込まないで、わたしたちに相談してください。
絶対に他人に知られることのないよう、秘密は厳守します。

岩手県性犯罪・性暴力被害者支援

はまなすサポート

全国共通短縮番号 **#8891** はやくワンストップ

相談専用電話 (はまなすサポートライン) **019-601-3026**

国の夜間休日対応コールセンターと連携し
24時間365日相談をお受けします。



イヤなのに無理やりキスされた……

電車やバスの中で体を触られた……

断りきれず裸の写真を送った……

自分が嫌だと感じた性的な言動は「性暴力」です。
盗撮被害などは「性犯罪」に当たります。

どうしたらいいのかわからない、つらくて助けてほしいとき、ひとりで悩まずお電話をください。支援員が、お話を伺います。

ホームページはこちらから



はまなすサポート

検索

◇ お問い合わせ先 県庁消防安全課 県民安全担当（電話 019-629-6871）

若者の消費者トラブルについて シリーズ5回目 / 全6回

令和4年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられ、社会経験の少ない若者は悪質な業者のターゲットになるなど、トラブルに遭うことが懸念されます。

若者の消費者トラブルを防ごう！⑤借金するように指示し、強引に契約を迫る手口に注意！

「お金がない」等と言って断っている消費者に対して、借金やクレジット契約をさせてまで強引に契約を結ばせる手口に関するトラブルが、20歳代の若者に多くみられます。

- オンラインスクールの説明を聞いたが、契約金額が高額で「お金がない」と断ると、事業者は貸金業者の無人借入機まで同行され、借金したお金で契約してしまった。
- 大学の先輩にFX自動売買システムの購入を勧められ、「高額で払えない」と断ったら、学生ローンで借金する方法を事細かく指示された。

■ トラブルに遭わないために

✓ 借金をしてまで契約すべきものかよく考えましょう

✓ 断る際は、「お金がない」ではなく、

「いりません」ときっぱり断りましょう

✓ 職業や年収などウソについて借金することは絶対にやめましょう

■ 困った時どうする？

契約についてのトラブルが発生した時は**ひとりで悩まず、消費生活センターに相談しましょう。**

消費者ホットライン188（いやや） ←最寄りの消費生活センターにつながります。



いわて消費者トラブル
防止啓発キャラクター

消費者庁 HP より